明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○消防法施行規則の一部を改正する省令（総務五）　一
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（法務三）　三
〔告　示〕
○消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件（消防庁三）　六
〔官庁報告〕
国家試験
二千二十四年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）公告（人事院）　七
二千二十四年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）公告（同）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則等の一部変更、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省令

○総務省令第五号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の三及び第十七条の十の規定に基づき、並びに同法を実施するため、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十六日

総務大臣　松本　剛明

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）	（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）
第三十一条の六　［略］	**第三十一条の六**　［同上］
［2　略］	［2　同上］
3　防火対象物の関係者は、前二項の規定により点検を行った結果を、維持台帳（第三十一条の三第一項及び第三十三条の十八の届出に係る書類の写し、第三十一条の三第四項の検査済証、第五項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。）に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあっては、第三十一条の三の二第六号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。	3　防火対象物の関係者は、前二項の規定により点検を行った結果を、維持台帳（第三十一条の三第一項及び第三十三条の十八の届出に係る書類の写し、第三十一条の三第四項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。）に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあっては、第三十一条の三の二第六号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
［4～8　略］	［4～8　同上］
（工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習）	（講習）
第三十三条の十七　消防設備士は、免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から二年以内に法第十七条の十に規定する講習（以下この条及び次条において単に「講習」という。）を受けなければならない。	**第三十三条の十七**　消防設備士は、免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から二年以内に法第十七条の十に規定する講習を受けなければならない。